

各施設における高齢者・子どもの使用料の基本的な考え方

平成 25 年 12 月 25 日

「公の施設に関する使用料の設定基準」に基づく、各施設における高齢者・子どもの使用料については、次のとおり定めることとする。

1. 各施設における高齢者及び子どもの使用料

(高齢者福祉施設)

老人福祉センター（全 8 館）、老人憩の家（全 2 館）、世代間交流センター（全 3 館）

高齢者福祉施設は、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的としている。

高齢社会が急速に進行する中、高齢者の生活を支える年金や介護保険、医療保険等の社会保障制度に係る給付や負担が年々増加しており、今後、社会保障制度に係る給付や負担の増加を抑制し、持続可能な制度を実現するため、介護予防、健康増進、孤立防止、生きがいの創出と社会参加の一助となる当施設の果たす役割は大きい。

一方、高齢者福祉施設の入浴施設は、①各施設により設備状況が異なる、②民間においても同様の営業を実施している、③特別な設備であり光熱水費等、サービスに多額の費用を要している。

これらを踏まえ、高齢者福祉施設における高齢者の使用料は、次のとおりとする。

(1) 高齢者の使用料（市内居住の 60 歳以上の者）

- ① 施設の使用料は、原則、無料とする。
- ② 入浴施設の使用料は、高齢者料金（※ 1）とする。

（※ 1）高齢者料金とは、通常の大入浴料金（一般）と比較し、低額とするもの。

(児童厚生施設及び類似施設)

児童館（全 11 館）、こどもクリエイティブタウン

児童厚生施設及び類似施設は、子どもたちに健全な遊びを通して集団的及び個別的指導や体力増進のための指導を行うことで、健康増進のほか、創造的、個性的な心の働きを豊かにするための施設である。

また、遊びの持つ教育効果は他で補うことができず、遊びを通して決断し、行動し、責任を持つという自主性、社会性等を身につける効果もある。

さらに、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」という、子ども・子育て支援法の基本理念を具現化することは、地方公共団体の責務である。

これらを踏まえ、児童厚生施設及び類似施設における子ども（児童）の使用料は、次のとおりとする。

- (1) 子ども（児童）の使用料（満 18 歳に達するまでの者（高校生含む。））

- ① 施設の使用料は、原則、無料とする。

(博物館及び類似施設等)

静岡市立登呂博物館、静岡市立芹沢銈介美術館、静岡市文化財資料館
静岡市東海道広重美術館、静岡市立日本平動物園、静岡科学館
駿府城公園（東御門・巽櫓、日本庭園及び茶室）

博物館及び類似施設等は、その目的・性質から、全ての者を利用の対象とした施設であり、趣味・教養の向上とレクリエーション等の機会を付与することから、利用者全てが受益者負担の対象である。

しかしながら、高齢者にとっては、施設の利用により趣味・教養の向上が図られ、「生きがいくくり」に寄与するほか、健康増進や介護予防、孤立防止の一助となるなど、一定の効果も認められる。

また、子どもたちの教育的補完として、①歴史、芸術等に触れることで「学び」の場の提供となる、②社会教育として、教育機会の提供は不可欠であること等を踏まえ、当施設の果たす役割は大きい。

一方、使用料以外の施設維持管理費は、市民の税金で賄われており、「行政サービスの公平性・公正性」を確保するためには、市内外の税負担の観点も考慮する必要がある。

これらを踏まえ、博物館及び類似施設等における高齢者及び子どもの使用料は、次のとおりとする。

(1) 高齢者の使用料（市内居住の70歳以上の者）

- ① 施設の使用料は、原則、高齢者料金とする。

(2) 子どもの使用料（中学生以下）

- ① 市内に居住し、又は通学する小中学生は、原則、無料とする。
- ② ①以外の小中学生は、原則、子ども料金（※2）とする。
- ③ 学校行事（地域活動は含まない。）で使用する場合は、特段の配慮を検討すること。
- ④ 未就学児は、各施設の目的・性質、利用実態等や他都市の状況等を踏まえ、適宜、設定すること。

(※2) 子ども料金とは、通常の大人数料金（一般）と比較し、低額とするもの。

(その他の施設等)

高齢者の「生きがいくくり・社会参加」の促進の観点から、下記条件により、新たに高齢者料金の設定を検討する。

(1) 高齢者料金を検討する施設（市内居住の70歳以上の者）

現在、使用料で高齢者料金を設定していない施設のうち、原則として、下記①～③を全て満たすことができる施設とする。

- ① 利用により、高齢者の「生きがいくくり・社会参加」に寄与することが期待できる施設
- ② 高齢者の利用率が低く、高齢者料金を設定することで、高齢者の利用率の向上・改善が図られ、幅広い年齢層の利用促進が期待できる施設
- ③ 高齢者料金を設定することで、高齢者の利用率が更に向上し、収支状況が良好化すると見込

まれる施設

(2) 適用除外施設

現在、使用料で高齢者料金を設定していない施設のうち、原則として、下記①～③のいずれかに該当する施設は、適用除外施設の対象とする。

- ① 貸室等、一定のスペースを専用利用する形態の施設
- ② 高齢者料金を設定することで、収支状況が悪化し、「受益者負担の原則」と「行政サービスの公平性・公正性」を損なうおそれがある施設
- ③ 高齢者料金を設定することで、市場価格とのバランスを阻害し、民間企業を圧迫するおそれがある施設

なお、高齢者料金を検討する場合は、必ず、行政管理課及び財政課と事前協議を実施し、適用の有無を決定するものとする。

2. 実施時期

高齢者・子どもの使用料の実施時期については、各施設の準備状況等を踏まえ、適宜、新料金へ改定・移行する。

しかしながら、今後、消費税の引上げや、社会保障制度において、医療分野では高齢者の医療費自己負担割合の引き上げ、介護費の自己負担の増加が予想されるため、高齢者の使用料の見直し実施時期については、次のとおりとする。

(1) 博物館及び類似施設等

新料金への改定・移行に当たっては、社会経済情勢の変化や景気の動向等を踏まえ、適切な時期を十分検討した上で、実施することとする。

(2) 高齢者料金を検討する施設

博物館及び類似施設等の改定・移行時期に併せ対応するため、上記(1)と同時期に実施することとする。

3. その他

このほか、広域行政の推進に係る対応など、特に定めのない事項については、別途、行政管理課及び財政課と協議の上、検討し、対応する。

4. 適用時期

この基本的な考え方は、平成 25 年 12 月から適用する。